

豊岡市告示第192号

豊岡市林業ビジョン策定検討委員会設置要綱を次のように定める。

令和3年6月1日

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

豊岡市林業ビジョン策定検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 持続可能な力強い林業や里山の再生を促すための中長期的な目標設定と、その実現にむけた行動計画（以下「林業ビジョン」という。）を策定について意見を聴くため、豊岡市林業ビジョン策定検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(協議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、協議する。

- (1) 林業ビジョンに関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、林業ビジョンの策定に関し市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 木材の生産・加工・販売等に携わる者
- (3) 関係団体又は機関の職員
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から第2条に規定する協議が終了する日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等の職務)

第6条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会は、その協議を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提供を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、コウノトリ共生部農林水産課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(招集の特例)

2 この要綱の施行後最初に開かれる委員会は、第7条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(失効)

3 この要綱は、委員会が第2条に規定する協議を終了した日限り、その効力を失う。